

平成18年度 第1回伊達市国民保護協議会議事録

日 時：平成18年 8 月 30 日

時 間： 14：00～14：30

場 所：伊達市防災センター教育ホール

<出席者>

会長：伊達市長

委員：23名中20名、欠席3

<会議議題>

- (1) 伊達市国民保護協議会の運営について
- (2) 国民保護法の概要について
- (3) 伊達市国民保護計画の諮問について
- (4) 伊達市国民保護計画の策定について

～ 議 事 録 ～

(司会者)

第1回伊達市国民保護協議会を開催いたします。

私、総務部長の疋田と申します。どうかよろしくお願いいたします。

それでは早速、第1回目の国民保護協議会を始めさせていただきたいと思
います。

まず最初に、委員委嘱でございますが、委嘱につきましては時間の関係も
ございます。大変失礼とは存じますが机上配布を持って委嘱状交付とさせて
いただきたいと思います。

それでは、開会に当たりまして、市長の菊谷からご挨拶を申し上げます。

(会長)

一言ご挨拶を申し上げたいと思います。

本日は大変お忙しい中お集まりを頂きましてありがとうございます。特に
市外の関係機関の皆様方には遠路お越しいただきまして改めて厚くお礼を申
上げます。

さて、今回の国民保護計画につきましては、ご案内のとおり米国における
同時多発テロ以来わが国における安全保障体制に対する考え方が相当変わっ

てまいりました。特に昨今の北朝鮮情勢を見ますと、これまであまり実感はありませんでしたが、ひょっとするとということが考えざるを得ない状況になってまいりました。

これに対する法律の整備がなかなか進んでまいりませんでしたでしたが、平成15年6月に武力攻撃事態対処法という法律ができて、その後、国民保護法が制定され、国の基本指針に基づきまして法定受託事務としてそれぞれの自治体が国民保護計画を定めることとなりました。

ただ、現実に本市のように穏やかな地域でございますから、とうてい外国からの攻撃はなかなか想定しづらいわけではありますが、しかし、ゼロではないことも現実として受け止めざるを得ませんし、また、近隣の市町村が間違っ

て攻められた結果として、そういうことも考えられるわけでもあります。なによりも私は最も大事なことは、常日頃からそういう心構えを持っていることは、防災意識の向上、普及にも通ずるところがございます。そんな意味では、我々としては国民保護法という法律がございますが、それ以上に地域の安全安心を守るという視点をこの中で考えていかなければならないと思っていますところでございます。

いずれにいたしましても、皆様方のご支援を頂きながら、この計画を策定してまいりたいと考えておりますので、よろしくご協力の程をお願い申し上げて簡単ではありますがご挨拶とさせていただきます。

本日は、誠にありがとうございました。

(司会)

初めての会議でございますので、各委員の自己紹介から始めてまいりたいと思います。室蘭開発建設部さんから随時自己紹介をお願いいたします。

【自己紹介】

(司会)

ありがとうございました。

本日の出席委員は20名でございます。伊達市国民保護協議会条例の第4条の規定により委員の過半数が本日出席しておりますので、協議会が成立していることをご報告いたします。

それでは議事に入りますが、議長は伊達市国民保護協議会条例第4条の規定によりまして、会長が行うことになっております。会長の議事進行により会議を進めてまいりたいと思いますのでよろしくお願いいたします。

(会長)

それでは、早速議事に入らせていただきます。

お手元の資料の議事(1)「伊達市国民保護協議会の運営について」事務局から説明をいたします。

(事務局)

事務局を担当しております、総務課長の菅原と申します。私のほうから説明させていただきますが座って説明させていただきます。

事前に資料を配布しておりますが、本日、資料3-1ということで諮問書を机上に配布させていただきました。ご確認いただければと思います。

それでは、議事の(1)「伊達市国民保護協議会の運営について」説明させていただきます。資料は1-1から1-5まででございます。

まず、資料1-1をご覧ください。これにつきましては、通称「国民保護法」といわれる法律の市町村の国民保護協議会の関係の条文の抜粋でございます。法の第39条のところにアンダーラインを引いておりますが第1項の部分で、市町村に国民保護協議会を置くとなっております、位置づけとしては市の附属機関という位置づけでございます。第2項では協議会の事務について記載しております。第3項では、計画を策定するときはあらかじめ協議会に諮問しなければならないことになっております。

次に第40条ですが、第40条につきましては協議会の組織について規定しております。第40条の第1項におきまして、協議会は会長、委員をもって組織するとなっております。会長は、市町村長をもって充てる。それから委員につきましては第1号から第8号までございますが、その中から市町村長が任命することになっております。伊達市につきましては、市の防災会議の委員を基本として任命しております。一番最後の第8項でアンダーラインを引いておりますが市町村協議会の組織運営に関し必要な事項は市町村の条例で定めることになっております。

続きまして、資料1-2をご覧ください。今、最後のほうで説明しました協議会の組織運営につきましては、市町村の条例で定めるということになっておりますので、今年の3月の市議会におきまして、伊達市国民保護協議会条例を制定いたしました。公布は3月22日でございます。この中では、委員の定数、会長の職務代理、会議、部会の設置、それから雑則として協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定めるということを規定しております。

続きまして、資料1-3をご覧ください。資料1-3につきましては、ただ今説明しました条例の中で協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定めるということになっておりますので、以下の資料1-3から1-5までを今回協議会にお諮りするものであります。

まず資料1-3につきましては、協議会の運営規程でございます。運営規程につきましては、第1条から第6条までございまして、第1条が趣旨、第2条につきましては、会長の職務代理の規定でございます。条例で、あらかじめ会長が指名する委員がその職務を代理するということになっておりますので、今回、この運営規程の中で職務代理者を定めるというものでございます。内容につきましては、助役の総務担当、大坪助役でございます。今日は、公務の関係で出席しておりませんが、大坪助役が職務を代理するという内容になっております。第3条につきましては、協議会の招集の手続き関係、第4条につきましては、委員の代理について規定しております。それぞれ、委員に任命したわけですが、なかなか業務の関係で出てこられない方もおられることを想定いたしまして、代理規定を設けました。それから第5条が会議録の作成の関係、第6条が委員の異動報告について規定しております。

続きまして、資料1-4をご覧ください。資料1-4につきましては、この協議会の会議の公開についての案でございます。会議の公開の関係につきましては、伊達市の情報公開条例でも審議会等については原則公開となっておりますので、この協議会につきましても原則公開というふうに考えております。ただ、公平かつ中立な審議等に著しい支障を及ぼす恐れがあるなど相当の理由があると会長が認めるときは非公開とすることができるという規定を設けることで、非公開も場合によってはありえるということで決めたいと考えております。それから、公開に当たっては、傍聴者に対して制限を課すということとしております。次に、資料についてですが2番目の資料の公開につきましても、原則公開という考え方でございます。

続きまして資料1-5をご覧ください。資料1-5につきましては、協議会の傍聴要領でございます。協議会は原則公開するという位置付けにしておりますので、傍聴要領を作成しております。傍聴する場合の手続き、それから、傍聴するにあたっての守るべき事項、会議の秩序の維持、こういったものを要領としてまとめまして、会場の秩序の維持を図ってまいりたいということでございます。

以上で資料の説明を終わらせていただきます。

(会長)

ただいま、「伊達市国民保護協議会の運営」につきまして、条例、法律含めてご説明いたしました。何かご質問、ご意見があればお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

【質問・意見等なし】

これは、ルールですからよろしいですね。はい、ありがとうございます。それでは、このように決定させていただきます。

次に議事の(2)「国民保護法の概要について」事務局から説明願います。

(事務局)

それでは、議事(2)「国民保護法の概要について」説明させていただきます。

資料番号でいけば、資料2-1から2-4までカラー刷りのものがございます。

何度か見られた方もありますが、説明させていただきます。

まず、資料2-1でございますが、国民保護の仕組みについてでございます。一番上の方に武力攻撃事態対処法というのがございまして、中ほどに、国民保護法というものがございます。この2つの法律で国民保護を構成しているというふうに考えていただければと思います。

仮に武力攻撃があった場合であるとか、その恐れがある場合は、武力事態対処法に基づきまして、政府が対処基本方針を決定します。政府は対策本部を設置しまして、これらの法律に基づいて対処措置を実施する。1つには、武力攻撃の排除ということで自衛隊あるいは米軍による排除、それから、もう1つは国民保護法に基づきまして国民の保護の措置を実施するというところで、これには北海道、市町村、指定公共機関、指定地方公共機関などが協力して、それぞれその機関の国民保護計画あるいは国民保護業務計画に基づいて避難・救援・被害の最小化のための措置を実施して国民の生命・身体及び財産を保護するという仕組みになっております。

次の資料の2-2をお開きください。ここでは、国の方で攻撃の類型を定義しております。武力攻撃事態というのは4つの類型を想定しているということで、①から④まで、着上陸侵攻、航空機による攻撃、弾道ミサイル攻撃、ゲリラ・コマンドゥーというふうに類型しております。それからその下の中程、緊急対処事態の4類型というものが記載しておりますが、緊急対処事態

というのは、武力攻撃の手段に準ずる手段を用いて、多数の人を殺傷する行為が発生した場合、あるいはそういった行為が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態に該当するということで定義されております。

大きく4つございまして、上の2つ①②の方が攻撃の対象となる施設を大まかに規定しております。原子力事業者等の破壊、石油コンビナートの爆破等。それから2番目にターミナル駅や列車の爆破等というふうになっております。それから、その下の3番目、4番目これは攻撃の手段でございまして、炭疽菌やサリンの大量散布、あるいは航空機による自爆テロ等こういったものをそれぞれの類型として示しております。

次に資料2-3をご覧ください。資料2-3につきましては、武力攻撃事態等における国民の保護に関する措置の仕組みということで、国民保護計画に基づき、大きくはこの黄色の部分、避難、救援、武力攻撃災害への対処この3つを大きな柱としてございまして、それぞれ、国、都道府県、市町村の役割をここに記載しております。一番上の避難の関係でいいますと武力攻撃事態に至った場合やそういう恐れが出てきた場合には、国の方で警報の発令と避難措置の指示、いわゆる避難の地域ですとか避難先地域こういったものを都道府県に指示します。それを受けて都道府県知事は警報を市町村へ通知して非難の指示、避難経路、交通手段等を含めて指示をします。市町村につきましては、住民への警報の伝達、住民への避難の指示の伝達を行い、ほかに、消防あるいは警察、場合によっては自衛隊などをお願いいたしまして避難住民の誘導を行うという流れになっております。いずれにいたしましても、国、地方公共団体、指定公共機関等が共に連携して、こういった措置を実施するという仕組みになっております。

次に資料2-4をご覧ください。これは、国民保護に関する基本方針と計画の流れの表でございまして、一番上の国民の保護に関する基本指針が今年の3月に国の方から示されまして、この中に4点ほど指針の基本となる部分が記載されております。それを受けまして指定行政機関いわゆる国の機関、それから都道府県、指定公共機関が平成17年度に保護計画、業務計画を策定する。その下に一番最後の方になります。市町村がございまして、市町村が国民保護計画を今年度平成18年度中に作成するという事になっております。そこで、表の右側上段になりますが、国の方では消防庁で、まず昨年3月に都道府県のモデル計画を作成してございまして、市町村のモデル計画につきましても、今年の3月に示されたところでありまして、北海道は、地域の特殊性もあり北海道市町村モデル計画を本年5月に示しております。本市の計画につき

ましては、北海道で示したモデル計画を基本に策定することとしております。

最後に表の左下、市町村国民保護計画（平成18年度）の中に計画策定の法手続が3点示されております。1点目が国民保護協議会への諮問。2点目が都道府県知事、北海道で言えば北海道知事との協議。3点目が市議会への報告。以上の手続を経て国民保護計画を策定することとなっております。

以上で資料の説明を終わらせていただきます。

（会長）

ただいま、事務局から「国民保護法の概要について」説明しましたが、これについて何かご質問、ご意見があればお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

【質問・意見等なし】

よろしいですか。ご意見、ご質問がないようなので次の議事を進めさせていただきます。

議事の(3)「伊達市国民保護計画策定の諮問について」事務局から説明願います。

（事務局）

それでは、議事（3）「伊達市国民保護計画策定の諮問について」説明させていただきます。

先ほども説明しましたが、本日、諮問書の写しを資料3-1として机上に配布させていただきました。

国民保護計画を策定する場合は、あらかじめ、市町村長は国民保護協議会へ諮問しなければならない旨、法第39条第3項で規定されていますので、本日、伊達市長から協議会会長宛に諮問がありましたので、ご報告させていただきます。

（会長）

はい。これにつきましては報告にとどめさせていただきます。

次に、議事（4）「伊達市国民保護計画の策定について」事務局から説明願います。

（事務局）

それでは、議事（４）「伊達市国民保護計画の策定について」説明させていただきます。

資料４－１から４－５まででございます。

資料４－１でございますが、伊達市国民保護計画作成の基本的な考え方の案でございます。１点目が、法、基本方針、北海道国民保護計画に基づき、北海道市町村国民保護モデル計画等をベースに作成する。２点目は、本市の地理的、社会的特性を考慮したものとする。３点目は、地域防災計画等との整合性を図るとともに、既存のシステムを有効に活用する。４点目が、市民や関係機関の意見を踏まえた計画とする。以上、４つの柱を基本的な考え方として計画を作成するものであります。

次に、資料４－２をご覧ください。資料４－２は国民保護計画における国民保護措置に関する基本方針でございます。１点目が基本的人権の尊重でございます。これにつきましては当然のこととありますので記載しております。次に、２点目の国民の権利利益の迅速な救済であります。国民保護措置の実施に伴う損失の補償や不服申し立て、その他国民の権利利益の救済に係る手続をできる限り迅速に処理するという考え方です。３点目が国民に対する情報の提供。４点目が指定公共機関及び指定地方公共機関の自主性の尊重。５点目が高齢者、障害者等への配慮と国際人道法の的確な実施でございます。６点目が国民保護措置に従事する者等の安全の確保。７点目が関係機関相互の連携協力の確保。最後に８点目ですが国民の協力。以上、国民保護措置の実施にあたってはこの基本方針に反することのないよう十分留意して実施するものがございます。

次に、資料４－３をご覧ください。資料４－３は本市の市国民保護計画の構成の検討案でございます。基本となるのは、先ほども申しましたが、北海道の市町村国民保護モデル計画が基本となります。構成につきましては、本編が第１編の総論から第５編の緊急対処事態への対処までの５編とし、編ごとにそれぞれ章を設けて構成するものがございます。記述の内容につきましては、資料に記載のとおりでありますので、説明は省略させていただきます。最後に資料編として避難場所や関係機関の一覧などを記述することとしております。

次に、資料４－４をご覧ください。資料４－４は、本市の計画体系案でございます。これも決まり切ったものでありますが、国の基本方針の下に北海道国民保護計画があり、その下に本市の国民保護計画と計画に基づく避難マニュアル等があるという体系となります。また、法第35条で指定行政機関、他の市町村の国民保護計画との整合性を図ることとなっておりますので、体

系案ではそれぞれ本市の計画と整合性を図る体系としております。

最後になります。資料4-5をご覧ください。伊達市の国民保護計画策定に向けたスケジュール案でございます。本日、8月30日、第1回目の協議会を開催しております。この協議会で提案いたしました事項について承認を頂きましたならば、計画素案の作成をしまいたいと考えております。概ね、11月前半を目途に計画素案を策定しまして、第2回目の協議会で素案を示したいと考えております。その後、パブリックコメントなどを実施して意見を取りまとめ、12月後半、場合によっては1月にずれ込むかもしれませんが、第3回目の協議会で答申を頂きたいと考えております。その後、北海道へ計画案について協議し、協議が整い、承認を受けましたら本市の国民保護計画として議会へ報告し、住民へ計画の公表・周知をしまいたいと思います。議会への報告はおそらく3月になると考えております。

以上で資料の説明を終わらせていただきます。

(会長)

ただいま、事務局から「国民保護計画の策定について」説明しましたが、これについて何かご質問、ご意見があればお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

【質問・意見等なし】

よろしいですか。それでは、これに基づいて計画策定を進めさせていただきます。

以上をもちまして、本日の議事は全て終了いたしました。ご協力ありがとうございました。

(司会者)

以上をもちまして、第1回目の伊達市国民保護協議会を終了させていただきます。

本日は、お忙しい中ご協力頂きありがとうございました。